

○下呂市就学援助規則

平成 16 年 11 月 25 日教育委員会規則第 41 号

改正

平成 23 年 6 月 27 日教育委員会規則第 8 号

平成 26 年 7 月 25 日教育委員会規則第 7 号

平成 28 年 9 月 30 日教育委員会規則第 7 号

平成 29 年 11 月 10 日教育委員会規則第 11 号

令和元年 9 月 20 日教育委員会規則第 6 号

下呂市就学援助規則

(目的)

第 1 条 この規則は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）第 19 条の規定に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒（法第 18 条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。以下同じ。）又は就学予定者（学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 5 条第 1 項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。）の保護者（法第 16 条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対して必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(援助対象者)

第 2 条 援助対象者は、下呂市内に住所を有し下呂市立小学校又は下呂市立中学校に在学する児童生徒又は就学予定者の保護者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
- (2) 下呂市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が要保護者に準ずる程度に困窮していると認めた者（以下「準要保護者」という。）

(準要保護者の基準)

第 3 条 準要保護者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者
 - ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
 - イ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 295 条第 1 項に基づく市民税の非課税
 - ウ 地方税法第 323 条に基づく市民税の減免のうち生活困窮の理由によるもの
 - エ 地方税法第 72 条の 62 に基づく個人の事業税の減免

オ 地方税法第 367 条に基づく固定資産税の減免

カ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 89 条及び第 90 条に基づく国民年金の掛金の減免

キ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 77 条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

ク 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 4 条に基づく児童扶養手当の支給

ケ 世帯更正貸付補助金による貸付け

(2) 前号以外の者で、次のいずれかに該当する者

ア 失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者

イ 職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者

ウ P T A 会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者

エ 学校納付金の納付状態の悪い者

オ 被服等が悪い児童生徒又は学用品、通学用品等に不自由しており生活状態がきわめて悪いと認められる児童生徒の保護者

カ 経済的な理由による欠席日数が多い児童生徒の保護者

(就学援助の申請)

第 4 条 児童生徒の保護者で就学援助を受けようとする場合は、就学援助申請書（別記様式第 1 号。以下「申請書」という。）を、当該児童生徒が在学する校長を経由して前年度の 3 月上旬までに教育委員会へ提出するものとする。

2 校長は、前項に規定する申請書が提出されたときは、前項に定める期日までに、就学援助に係る世帯票（別記様式第 2 号。以下「世帯票」という。）を作成し、教育委員会に提出しなければならない。転入学又は災害その他の事情により年度途中において申請書が提出されたものについても、同様とする。

3 就学予定者の保護者で就学援助を受けようとする場合は、申請書を 12 月上旬までに教育委員会に提出するものとする。

(就学援助の決定)

第 5 条 教育委員会は、前条の申請書及び世帯票を受理したときは、その内容を審査し、要保護児童生徒、準要保護児童生徒又は準要保護就学予定者若しくは非該当者として決定するものとする。

2 教育委員会は、内容の審査に当たって疑義が生じたときは、必要に応じ福祉事務所長又は民生委員の助言を求めるほか調査をすることができる。

3 教育委員会は、第 1 項の規定により決定したときは、児童生徒の保護者の申請の決定は校長を経由して申請者に、就学予定者の保護者の申請の決定は直接申請者に就学援助決定通知書（別記

様式第3号)にて、通知するものとする。

(認定期間)

第6条 要保護児童生徒及び準要保護児童生徒の認定期間は、当該年度の4月1日から3月31日までの期間とする。

2 前項の期間の途中において認定を受けた者は、決定を受けた日の属する月の1日から当該年度の3月31日までとする。

3 準要保護就学予定者の認定期間は、決定を受けた日から当該年度の3月31日までとする。

4 前項の規定により認定された準要保護就学予定者が就学した場合は、就学した年度に限り準要保護児童生徒として認定するものとする。

(世帯状況の変動等の届出及び認定の取消し)

第7条 就学援助の認定を受けた児童生徒又は就学予定者の保護者は、申請の内容に変更が生じた場合及び年度途中において世帯の経済状況の好転等により援助を必要としなくなったときは、児童生徒の保護者にあつては校長を通じて教育委員会に届出をし、就学予定者の保護者にあつては教育委員会に届出をしなければならない。

2 前項の届出があつた場合は、教育委員会はその内容を審査し支給対象者に該当しなくなったときは、認定を取り消すものとする。

(援助費目及び支給額)

第8条 要保護者、準要保護者及び準要保護就学予定者として認定された者に対し、次に掲げる費目を予算の範囲内で援助することとし、支給額は、毎年度教育委員会が定める。

区分	対象品目		対象
学用品費等	ア 学用品費	児童生徒の所持にかかる物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品(実験・実習材料費を含む。)	準要保護児童生徒
	イ 通学用品費	児童生徒が通常必要とする通学用品	
	ウ 校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	児童生徒が学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴わないものに	

		参加するために直接必要な交通費 及び見学料	
新入学児童生徒 学用品費	新入学児童生徒が通常必要とする学用品、通学用品		準要保護児童生徒 又は準要保護就学 予定者
修学旅行費	交通費、宿泊費、見学料、並びに均一に負担すべきことと なる記念写真代、医薬品代及び旅行傷害保険料、添乗員経 費、荷物輸送料、しおり代、通信費、旅行取扱料金		要保護児童生徒 準要保護児童生徒
校外活動費 (宿泊を伴うも の)	児童生徒が学校外に教育の場を求めて行われる学校行事と しての活動のうち、宿泊を伴うものに参加するために直接 必要な交通費及び見学料		準要保護児童生徒
医療費	学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に 定める疾病の治療に要する経費で、保護者が負担すること となる額		要保護児童生徒 準要保護児童生徒
学校給食費	保護者が負担する給食費のパン、ミルク、おかず等に要す る経費		準要保護児童生徒

（就学援助費の支給方法）

第9条 援助費の支給は、教育委員会が適切な方法により、直接保護者等に対して行うものとする。

2 前項のほか、校長が就学援助を受けている児童生徒の保護者から受領等について委任を受ける場合、校長は適切な方法により、直接保護者等に支給するとともに、委任状を整理保管する。

（委任）

第10条 保護者は申請にあたり、教材費等の学校徴収金に未納がある場合は、就学援助費振込口座を学校長口座へ変更することに同意し、その就学援助費の受領等一切に関する権限を児童生徒の在籍する学校長に委任するものとする。

（補則）

第11条 この規則に定めるもののほか、就学援助に関し必要な事項は教育長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成 16 年 11 月 25 日から施行する。

附 則（平成 23 年 6 月 27 日教育委員会規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 7 月 25 日教育委員会規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 9 月 30 日教育委員会規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 11 月 10 日教育委員会規則第 11 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日までに、旧規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

（下呂市学校給食費の徴収に関する規則の一部改正）

3 下呂市学校給食費の徴収に関する規則（平成 27 年下呂市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和元年 9 月 20 日教育委員会規則第 6 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第1号

就学援助申請書

下呂市教育委員会 様

次のとおりの家庭状況ですので、
 年度における就学援助を受けたく申請します。
 なお、生計状況が安定した際には、校長を通じ連絡します。私の世帯の所得状況に関する情報については、必要に応じ、申請内容及び前年度の収入状況等について確認されることに同意いたします。
 また、教材費等の学校徴収金に未納がある場合又は未納が生じた場合は、就学援助費振込口座を校長口座へ変更することに同意し、その就学援助費の受領等一切に関する権限を児童生徒の在籍する校長に委任します。

申請年月日	年 月 日
現住所	〒509— 下呂市
T E L	
申請者氏名 (保護者)	ⓐ

世帯の状況 (同居のご家族全員を記入して下さい。)					
家 族 の 状 況	ふりがな 氏 名	性別	続柄	生年月日	職業 (パート・内職含む) 及び 学校名 学 年 (中3、高3は就職・進学希望先)
			本人 <small>(児童生徒氏名)</small>		学校 年生

就学援助費の申請理由 (該当する事項に○をつけてください。)

- ・児童扶養手当を受給していますか (はい ・ いいえ)。
- ・住宅の状況 (1)持家 (2)借家・借間 (家賃月額 円)
- ・前年度または、当該年度において、生活保護の停止または廃止を受けましたか (はい ・ いいえ)。
- ・市民税等が非課税または減免されていますか (はい ・ いいえ)。
- ・その他 援助を希望される理由を詳しく記入してください。

世帯全員の給与等の収入額 ※収入額は、手取額でなく税金等の経費を差引く前の額を記入してください。

収入のある家族氏名	雇用の種類 (正規社員・パート等)	勤務先名 (電話番号)	収入状況 (過去3ヶ月)		
			月分	月分	月分
		(—)			
		(—)			
		(—)			

口座振込先 就学援助費が認定された場合は、下記の口座に就学援助費を振り込んでください。

振込先 <small>いずれかを選んで記入してください。</small>	金融機関 (ゆうちょ銀行を除く)	銀行・農協 信組・信金	本店 支店	種別 普通・当座
	ゆうちょ銀行 (郵便局)	通帳記号	通帳番号 (右詰で記入してください)	
		1	0	-

口座名義人

添付書類

- ・児童扶養手当を受給しているか……児童扶養手当証書のコピー
- ・上記以外のかた……高校生以下を除く世帯全員の所得課税証明書
(市役所税務課または各振興事務所窓口で交付してもらってください。)

別記様式第2号

就学援助に係る世帯票

整理番号		児童生徒氏名		保護者氏名		教育扶助受給の有無	有・無																																				
住所	下呂市			住所異動	異動年月日 : 年 月 日 下呂市 番地																																						
家族の状況 <small>保護者本人を含む</small>	続柄	氏名	生年月日	職業	同居の有無	病気・療養の有無(期間)	住宅の形態	家庭状況の変動																																			
					有・無		(1)持家																																				
					有・無																																						
					有・無																																						
					有・無		(2)借家借間																																				
					有・無																																						
					有・無																																						
就学援助を必要と認める者についての学校長の意見																																											
就学援助を必要と認める者についての学校長の意見			<ol style="list-style-type: none"> 1. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる。 2. 生活状態が悪いため学校納付金を減免している。 3. 生活状態が悪く学校納付金が滞りがちである。 4. 昼食や被服が著しく悪く、また学用品通学用品等に不自由している。 5. 経済的理由による欠席日数が多い。 6. 生活保護を受けている世帯に属する。 7. その他(具体的に記載) 																																								
<p>上記の者を就学援助を必要とする児童生徒として報告します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">_____ 学校長 印</p> <p style="text-align: center;">下呂市教育委員会 様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">継続報告</th> <th colspan="5">小 学 校</th> <th colspan="3">中 学 校</th> </tr> <tr> <th>2 学 年</th> <th>3 学 年</th> <th>4 学 年</th> <th>5 学 年</th> <th>6 学 年</th> <th>1 学 年</th> <th>2 学 年</th> <th>3 学 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告年月日</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>学校長 印</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>									継続報告	小 学 校					中 学 校			2 学 年	3 学 年	4 学 年	5 学 年	6 学 年	1 学 年	2 学 年	3 学 年	報告年月日									学校長 印								
継続報告	小 学 校					中 学 校																																					
	2 学 年	3 学 年	4 学 年	5 学 年	6 学 年	1 学 年	2 学 年	3 学 年																																			
報告年月日																																											
学校長 印																																											
世帯についての福祉事務所の長又は民生委員の所見				教育委員会の認定事由(変更の理由)																																							
認定の場合																																											
認定をしない場合 または取消しの場合																																											
上記の者を 要保護 標準保護				児童生徒として認定 します。			しません。																																				
年 月 日				下呂市教育委員会 印																																							
学校長 様																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">継続報告</th> <th colspan="5">小 学 校</th> <th colspan="3">中 学 校</th> </tr> <tr> <th>2 学 年</th> <th>3 学 年</th> <th>4 学 年</th> <th>5 学 年</th> <th>6 学 年</th> <th>1 学 年</th> <th>2 学 年</th> <th>3 学 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定年月日</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>教育委員会 印</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>									継続報告	小 学 校					中 学 校			2 学 年	3 学 年	4 学 年	5 学 年	6 学 年	1 学 年	2 学 年	3 学 年	認定年月日									教育委員会 印								
継続報告	小 学 校					中 学 校																																					
	2 学 年	3 学 年	4 学 年	5 学 年	6 学 年	1 学 年	2 学 年	3 学 年																																			
認定年月日																																											
教育委員会 印																																											

就学援助決定通知書

年 月 日

様

下呂市教育委員会 印

下記のとおり決定したので、下呂市就学援助規則第5条第3項の規定により通知します。

記

要保護児童生徒・準要保護児童生徒・準要保護就学予定者・非該当者 として決定しました。

1 審査請求について

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で下呂市教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。）。

2 取消訴訟について

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、下呂市教育委員会を被告として（訴訟において下呂市教育委員会を代表する者は下呂市教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。